

令和2年度第1回東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会 議事録

○日 時 令和2年7月13日(月) 午後4時00分から午後6時00分まで

○出席者

(委員) 浅野 敬子 武蔵野大学人間科学部 助教
○飛鳥井 望 公益社団法人被害者支援都民センター 理事長
大塚 淳子 帝京平成大学現代ライフ学部 教授
◎椎橋 隆幸 中央大学 名誉教授
辻内 衣子 元全国犯罪被害者の会(あすの会) 幹事
宮川 倫子 東京三弁護士会犯罪被害者支援に関する協議会 委員
(オブザーバー) 荒井 英樹 警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室長
(事務局) 大久保総務局理事(人権担当)、堀越人権部長、乗木被害者支援連携担当課長、
境統括課長代理、大滝統括課長代理、古川課長代理、中谷主事

【議事内容】

(堀越部長)

多少定刻には早いですが、委員の皆さんもお揃いですので会議を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、「令和2年度第1回東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」にご出席いただき、ありがとうございます。

私は、本日の座長選出までの進行を務めさせていただきます、東京都総務局人権部長の堀越と申します。よろしくお願いいたします。

本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインによる開催とさせていただきました。委員の皆様には、設定等につきまして大変お手数をおかけいたしました。ご協力いただきありがとうございます。

通信回線等の影響で音声や映像のタイムラグが生じる可能性もございますので、何か不都合な点がおありでしたら、遠慮なくお申し出いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、第1回ですので議題に入ります前に東京都総務局人権担当理事の大久保から一言ご挨拶を申し上げます。

(大久保理事)

東京都総務局人権担当理事の大久保でございます。恐縮ながら着座のままご挨拶申し上げます。本日はお忙しいところ、「犯罪被害者等支援施策検討委員会」にご出席くださり、誠にありがとうございます。検討委員会の開設にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

東京都は、平成23年1月に「犯罪被害者等支援計画」を策定し、以来、三期にわたる支援計画に基づきまして、総合相談窓口の機能強化や、性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援事業をはじめ、被害者の方に寄り添った支援に幅広く取り組んで参りました。

一方、東京の現状を見ますと、刑法犯認知件数の全国に占める割合は近年増加傾向にございます。被害者やご家族の方々に対する支援の取組をより一層強化していくことが求められております。

こうしたことから、本年3月、「東京都犯罪被害者等支援条例」を制定するとともに、これを契機といたしまして、今年度から新たに、転居費用や法律相談費用の助成、見舞金の給付等を開始することとし、犯罪被害者への経済的支援の充実を図りました。

昨年度に開催いたしました有識者懇談会において貴重なご意見を頂戴した先生方には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

この度、新設された条例も踏まえて、第4期の支援計画を策定し、さらには同計画の推進を図っていくに当たりまして、被害者支援に深い知見をお持ちの皆様より、専門的なお立場からご意見をいただくため、本検討委員会を設置したところでございます。

委員の皆様には、ご多忙中のところ大変恐縮に存じますが、都が取り組むべき支援施策等について、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。本日より、どうぞよろしくお願いいたします。

(堀越部長)

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただければと思います。

本日は第1回の開催ですので、恐縮ですが委員の皆様から一言ずつご挨拶をしていただく形で紹介をさせていただければと思います。各委員のお名前等につきましてはお手元の「委員名簿」のとおりですので、そちらをご覧くださいいただければと思います。

なお名簿にもありますけれども、オブザーバーとしまして警視庁犯罪被害者支援室の荒井英樹室長にもご参加いただいておりますので、合わせてご紹介させていただきます。

それでは恐縮ですけれども名簿の順番でと思いますので、まずはじめ、浅野先生からお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

(浅野委員)

武蔵野大学人間科学部助教の浅野敬子です。よろしくお願いいたします。これまで大学の心理臨床センター等で女性の性暴力被害者の方のカウンセリングなどを行っていました。今回、この委員という大役を仰せつかり緊張しておりますが、都の支援計画がよりよくなるように頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(堀越部長)

ありがとうございました。では続いて飛鳥井先生お願いいたします。

(飛鳥井委員)

飛鳥井でございます。都民センターは平成20年度から東京都の総合相談窓口を協働事業ということで開始させていただいており、関わっております。昨年度は、このオンライン会議にご出席の何人かの皆様と一緒に、東京都の支援条例の有識者会議にも参加させていただきました。無事、条例が出来上がりましたので、次は具体的に肉付けしていくようなこの支援計画まで、いいものを作っていきたいと思っております。

国のほうでも第4次の基本計画が検討中ございまして、そちらの会議では、椎橋先生の後を引き継ぎまして議長をさせていただいておりますので、ちょうど議論の時期が重なりますので、何か

国の方の動きと整合性をとるとか必要なことがございましたら、適宜情報交換をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(堀越部長)

ありがとうございました。続きまして大塚先生お願いいたします。

(大塚委員)

帝京平成大学で福祉コースを担当し、社会福祉士と精神保健福祉士の養成に携わって7年目になりました大塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は精神科病院とクリニックで12年ほど勤めておりまして、そこでうつ病やPTSDの方たちとお会いした中で、背後に犯罪被害の問題があることへの理解から、この分野について少し臨床の現場にかかわってきたという経験を持っています。

その後10年間ほど、日本精神福祉士協会の常勤役員として勤めていた際に内閣府の委員会で武庫川女子大学の岡先生が携わっていらしたマニュアル作りのバックアップを少しさせていただいたということがあり、その後、「くらしえん」という有志の会に参画したり、上智大学の伊藤富士江先生の科研グループと一緒に勉強させていただいたりしております。

今、警察庁の補助金事業で地域支援体制の構築事業がありますが、横浜市や滋賀県、静岡県、熊本県の事業にスーパーバイザー等として、関わらせていただいております。今回の大役は力不足ですが、皆さんにいろいろ教えていただきながら、なんとか役を果たせればいいかなと思っておりますけど、どうぞよろしくお願いいたします。

(堀越部長)

ありがとうございました。続きまして椎橋先生お願いいたします。

(椎橋委員)

椎橋でございます。中央大学の名誉教授をしております。

私は35年くらい前に研究を始めたときに、いかに被害者の地位が軽んじられているかと強く感じまして、それをいかに適切に位置づけるにはどうしたらいいのかということはずっと研究しておりました。

その後、徐々に活動の幅を広げてきて、立法とか行政とかの仕事の一端にも関わらせていただくというようなことで今日に至っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(堀越部長)

ありがとうございました。それでは次に辻内さんお願いいたします。

(辻内委員)

辻内と申します。肩書としましては元犯罪被害者の会「あすの会」の元幹事ということで参加させていただいております。

2000年に46歳だった夫を傷害致死で亡くしております。その当時は、まったく支援というもの

はほぼ皆無だったと私の体験では思っております。

亡くした後、いろいろな手続きに忙殺され、裁判では本当に勝手なことを言う加害者の言葉をただ黙って傍聴席で聞いていて、なんで私は夫を亡くしておいてこんな辛い目にまた遭わなければいけないんだろうかと、とてもそれが理不尽に思いました。2003年くらいから「あすの会」に参加し、最後の方ちょっと幹事をやっただけで、そんなに「あすの会」の活動をやってきたわけではないんですけれども。

今は被害者がつくる条例研究会というのにも属して活動しているのと、あすの会が解散いたしましたので、その後、関東近県に集まっていた被害者の皆さんがやっぱり続けて集まりたいという思いがあったので、にじの会という自主グループを、中野区の会場を借りて月に1回行っております。

それとともに、平成30年度に中野区の職員を退職したときに、ちょうど中野区の犯罪被害者の相談窓口の非常勤職員、今は会計年度任用職員と申しますが、空きがでましたので、中野区の相談員として関わらせていただいて、昨年の条例の有識者懇談会にも参加させていただきました。

前回も申し上げましたが被害者が私一人ということで、なんだかとても責任重大だなという思いと、こういう会議はまだ慣れていないので、また先生方のご意見を聞きながら発言させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(堀越部長)

ありがとうございました。では次に宮川先生お願いいたします。

(宮川委員)

弁護士の宮川倫子と申します。よろしく申し上げます。私は2001年の10月から弁護士をしております、翌年から犯罪被害者支援委員会に所属し、犯罪被害者の支援の活動をして参りました。

当時は被害者参加という制度もなく、どちらかというところ刑事弁護をやるのが弁護士だ、みたいな雰囲気がございます、ものすごく少数派だったんですね。今ではもう参加もできて、当然被害者は裁判に参加できるものだと思っておりますが、時代は変わるものだなと、まだ弁護士になって20年くらいなんですけどそのように思います。

昨年度とその前の年の2年間、第一東京弁護士会の被害者委員会の委員長をしております。東京では弁護士会が3つございます。第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京弁護士会。東京だけ3つあるんですけれども、それぞれに被害者委員会がございます、月1回委員会を開いております。それと各弁護士会の委員の中で選抜された者が東京三弁護士会ということで、その被害者委員会もございまして、今回はそこからの推薦ということで委員にさせていただきました。

昨年の東京都の条例が制定して、弁護士会との連携でなんと法律相談費用を東京都に出していただくという画期的な制度を作ってください感謝しております。

そして今回、このような状況の中、オンライン会議を開催していただき、事務局の皆様、東京都の皆様にも感謝申し上げます。より良いものにしていきたくと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

(堀越部長)

ありがとうございました。では最後に荒井室長お願いいたします。

(荒井室長)

警視庁の犯罪被害者支援室長をしております荒井と申します。よろしく申し上げます。警察の実務の立場からですね、皆様のお役に立てればと思っております。今後ともよろしく申し上げます。

(堀越部長)

ありがとうございました。委員の皆様のご紹介を終わらせていただきます。

では続きまして議事に入らせていただきたいと思います。

まず議題の1ですが、座長の選任でございます。

本委員会の座長については、今日の資料にもございますが「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱」の第3条第2項に基づき、委員の互選となっております。互選ということですので、ご推薦がございましたら、どなたからでも構いませんのでご発言をお願いします。いかがでしょうか。

(大塚委員)

はい、よろしいですか。

(堀越部長)

はい、大塚先生お願いします。

(大塚委員)

はい、よろしいでしょうか。昨年度の有識者懇談会においても、椎橋委員が座長をお務めだったと伺っておりますので、ぜひ引き続き、適任者として椎橋委員を推薦させていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(堀越部長)

ありがとうございます。ただ今、椎橋委員を座長にご推薦するご発言がありましたが、他にいかがでしょうか。特に他にご意見がなければ、椎橋委員にお願いしたいと思っておりますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」 の声あり)

(堀越部長)

ありがとうございます。皆様ご賛同いただいたようですので、椎橋委員に座長をお願いしたいと思います。

それでは改めまして座長から一言ご挨拶をお願いいたします。

(椎橋座長)

ご推薦いただきました椎橋でございます。謹んでお引き受けいたします。

今大塚先生がおっしゃいましたように、東京都の条例を策定する際に飛鳥井委員と辻内委員とと

もに議論を深めて参りました。その時に支援計画も含めて条例でどこまで書くか、支援計画でどこまでやるか、いろいろな論点について、かなり突き詰めた議論をさせていただきまして、その結果、首都である東京都に相応しい条例ができたと思っております。

しかし条例ができて、さらにそれを支援計画とともに、より良い形で具体化するものが必要であると思っております。今回、支援施策検討委員会ということでメンバーに加えていただき、また、座長という大命を仰せつかりましたので、一生懸命やらせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(堀越部長)

ありがとうございました。

それでは続きまして、ただいま座長を選任しましたが、もうお一方、座長代理を指名させていただければと思います。

こちらと同じく会議の要綱におきまして「座長があらかじめ指名する委員が職務を代理する」という規定がございますので、椎橋座長にご指名いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(椎橋座長)

それでは飛鳥井先生にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(堀越部長)

飛鳥井先生、よろしいでしょうか。

(飛鳥井委員)

わかりました。務めさせていただきます。

(堀越部長)

ありがとうございました。それでは座長、座長代理も決まりましたので、これより先の進行は椎橋座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(椎橋座長)

かしこまりました。それでは、進行をさせていただきたいと思えます。

はじめに会議の運営についてでございます。事務局より説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

事務局より、会議の運営についてご説明いたします。

東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱の第5条第3項に、会議の資料及び議事録は原則として公開であり、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる、と規定されています。

本会議においては、被害者等の具体的な個人情報を取り扱う可能性があることから、会議を非公開とし、議事録については、全文、それぞれ発言者の氏名を入れ、東京都のホームページで公開す

る予定でございます。会議資料についても、公開予定でございます。

ただし、個人情報に関わる事項、被害者支援の観点から公開することが適当ではないという内容については、事務局から発言者をご相談させていただきたいと存じます。

なお、議事録の作成方法でございますが、事務局で議事録の案を作成し、発言者の皆様にご確認させていただきますので、お忙しいとは存じますが、ご協力よろしく願いいたします。

(椎橋座長)

ただ今、事務局から会議の運営のあり方についてご説明をいただきました。ただ今のご説明について、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(椎橋座長)

ありがとうございます。

それでは、本会議は非公開として、議事録については事務局を通じてご確認いただきますので、よろしく願いいたします。

次に資料2について、事務局よりご説明お願いいたします。

(事務局)

資料2により説明

(椎橋座長)

事務局より、令和2年度のスケジュール案について説明がございました。このことについて、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(椎橋座長)

ありがとうございます。

それでは、今年度は資料2のとおり全3回の開催予定であるということで、ご承知おき願いたいと思います。

第2回、第3回の開催日時につきましては、開催時期が近づきましたら、事務局より調整をいただくということで、よろしく願いしたいと思います。

次に、議題2「第3期犯罪被害者等支援計画に基づく施策・事業の実施状況について」をお願いしたいと思います。

資料3、資料4-1、資料4-2について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料3、資料4-1、資料4-2により説明

(椎橋座長)

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。

委員の皆様からご質問やご確認事項などがありましたら、お願いしたいと思います。

全国的な犯罪認知件数というのは減っているわけです。東京都は、12パーセントから14パーセントくらいの認知件数ということで推移してきております。もちろん、犯罪件数が全体的に減っているんで、東京都もその分、減っているということになります。

しかしその中でも、性犯罪とかDVとか、あるいは児童虐待が増えているということについては、大変気になるところではあります。

その後、いろいろと都とか区市町村、警視庁が行っている犯罪被害者支援事業と、その所管の局でどういう内容で行われているのか、というご説明がありました。いかがでしょうか。

(辻内委員)

すいません。

(椎橋座長)

辻内委員、どうぞ。

(辻内委員)

はい。資料4-2の「損害回復・経済的支援」の中の医療費カウンセリング費用等助成金交付制度のことなのですが、平成28年度から始めてだいぶ増えて、今後、更に増えていくような予想なのでしょうか。

(椎橋座長)

はい。それでは、その点について事務局からお願いします。

(事務局)

医療費カウンセリング費用等助成金交付制度ですが、カウンセリング費用助成は、令和元年度からの開始になり、令和元年度の32件のうち1件がカウンセリング費用助成の件数となっております。

開始した初年度なので実績が1件しかないのですが、今年度は問合せが複数あるので利用実績は増えていくと思います。

(辻内委員)

分かりました。ありがとうございます。

別の自治体、横浜などに聞いても、やっぱりカウンセリング費用の助成に関しては結構、要望も多いということなので、ちょっと確認しました。ありがとうございます。

(椎橋座長)

ありがとうございました。その他にいかがでしょうか。

(浅野委員)

よろしいですか。

(椎橋座長)

浅野委員でしょうか。どうぞ。

(浅野委員)

はい。資料3の相談件数について確認させていただきたいのですが、これは、延べ人数ということでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。延べ人数になります。

(浅野委員)

はい。そうすると、刑法犯の認知件数において、実際どのくらいの方が相談されているのかというのは、数が出ていないから分からないということになりますか。

(事務局)

はい。実人数の相談件数については都への報告事項としていませんが、都民センターとSARCにおいて把握していると思います。

(浅野委員)

分かりました。ありがとうございます。

(椎橋座長)

浅野委員よろしいでしょうか。

(浅野委員)

はい。ありがとうございます。

(椎橋座長)

それでは、その他の委員の方、いかがでしょうか。

(大塚委員)

よろしいですか。大塚です。

(椎橋座長)

はい。どうぞ。

(大塚委員)

資料3の2ページのところに、ワンストップ支援センター、SARCさんの相談件数が上がっていて、平成27年度の7月にオープンしたことによるだろうと推察するのですが、平成28年度がぐんと1回、6,000件に上がって、そしてこのまま上がるわけではなく、翌年になると下がっています。開所の翌年度がここまで上がるというのは本当に相談の需要があったのだと思うのですが、それが下がったというのは、ここでのニーズではない相談内容だったから下がっていったのか、ちょっとこの分析の理由が、もしなんとなく感触でもいいのでお分かりになれば教えていただくと、ありがたいなというふうに思いました。

(椎橋座長)

はい。初年度に相談件数が上がって、翌年度に件数が下がった理由についてですね、どのようにご理解されているでしょうか。

(事務局)

平成28年度の件数が増加しているのは、相談件数のカウントの仕方を変更したことによる影響が考えられます。

(大塚委員)

はい。ありがとうございます。

(椎橋座長)

今の点は、大塚委員の方では何かご自身でこういうことがあったのではないかという考えはお持ちなのでしょうか。

(大塚委員)

いや、分からなかったのです。きっと期待が大きくて上がったのだろうけれども、その後、もしかして、こういう相談を受けてもらえるということが理解されて、逆にワンストップ支援センターではないところに散ったのかなとか。

でも、そこが定かではないので、知りたかったのです。

(椎橋座長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(飛鳥井委員)

よろしいでしょうか。

(椎橋座長)

はい。どうぞ、飛鳥井委員。

(飛鳥井委員)

質問なのですが、先ほどカウンセリングの公費負担で犯罪被害届を出している方が警視庁で、出していない方が都の方の助成金でSARCを通してというお話がありましたけれども、数字が分かればなのですが、最初、被害届を出すのをためらっておられて、色々な支援を受けた後に、やっぱり被害届を出すというふうに言われた方というのは、どれくらいの割合というか、あるいは件数があるのかというのは、どこかで把握はされていますか。支援を受けることによって、やっぱり被害届を出そうというふうに思いを変えた方ですね。

(椎橋座長)

そこまでの件数は掴んでおられますか。

(事務局)

SARCの支援を受けた後に、思いを変えて被害届を出すことにした件数は把握していません。後日、回答でもよろしいでしょうか。

(椎橋座長)

荒井さんの方で、何かそのあたりのところでお知りになっているところはございますか。告訴なんかがあったときに、その過程でどこかに相談されているとか。そういうような。

(荒井室長)

特にありません。

(飛鳥井委員)

それに関連した質問なのですが、国とか自治体でも色々と議論になっていますが、要するに被害届を最初は出すことを希望されない方に、しかし物的証拠だけは採取しておくということが海外でもよく行われていて。

後、やはり被害届を出したいというときに、物的証拠はありませんよということで、泣く泣く諦められるということがないように採取する、それは警察とか各医療機関でそういうことを進めているところもあるかとは思いますが、東京都の方でも、それについて被害届を出さないけれども、物的証拠についてはきちんと保存しておくといったようなことは、今どんなふうになっておられるのか、お分かりになれば教えていただきたいです。

(事務局)

はい。SARC東京の提携病院では、被害届を迷っていらっしゃるけれども、後になって出したという方にも証拠採取できる体制になっております。

(飛鳥井委員)

そうすると、今は、提携病院1か所ですか。

(事務局)

そうです。提携病院1か所と聞いています。

(飛鳥井委員)

それについては、証拠能力があるというふうに認めてもらえるのですか。

(事務局)

はい。その提携病院と管轄署で連携していて、そのようなことになっていると思います。

(飛鳥井委員)

なるほど。では、そこで後で被害届を出したいということで、保存していた物的証拠を生かすことができたというのは、もしも数とか割合がお分かりになれば教えていただければと思います。

(事務局)

はい。後日でよろしいでしょうか。

(椎橋座長)

そうですね。あとで、事務局で調べてから皆様にお知らせしたいと思います。

そういうことは、ある程度は民間の支援団体で掴んでおられるのでしょうか。どうでしょうか。

(事務局)

後で被害届を出したいという相談があれば把握していると思います。

(椎橋座長)

事務局がこれから調べるときに、どういうところに、その辺りのところが分かるのかなと思ったものですから。

飛鳥井先生のところなどには、そういうようなことはあるのですか。

(飛鳥井委員)

海外などでは、イギリスだったか、半数程度くらいの方が、やはり後になって被害届を出されるという希望があると。それから、大阪のSACHICOは、たしか数を出していたと思うのですが、おそらく警視庁では把握できるかもしれませんが。

というのは、基本的に今、提携病院1か所ということなのですが、本当にそれで足りているのかどうか。やはり、複数の医療機関で物的証拠を保存できるようなシステムを作っていくべきなのかどうかなんですよね。

足りないことは理解しているけれど、しょうがないから皆様諦めておられるのかどうかということです。

(椎橋座長)

提携病院については、小西先生が関わられていたと思うのですが、浅野委員はそのことについては引継ぎで何かやっておられるということはないのですか。

(浅野委員)

私は、提携病院で2018年まで小西先生と一緒に精神科におりました。今、飛鳥井先生のご質問の件は私の方ではもちろん把握していないのですが、都内が広い中で提携病院1か所というのは、いずれにしてもワンストップで連携する産婦人科の数としては少ないというところはあるのだと思います。

これは産婦人科だけではなくて、精神科もできればワンストップということでやっていたのですが、やはり被害者の方は都内いろいろなところにお住まいですので、そういった面で産婦人科とか精神科の連携するところを増やすということは、非常に貴重なことであろうと現場では思っていました。

(椎橋座長)

はい。ありがとうございます。

では、事務局の方で調べられる範囲で調べて、分かったことについては、委員の皆様にお知らせしたいと思います。後日ですね。

その他にございますでしょうか。

(辻内委員)

ひとついいでしょうか。

(椎橋座長)

はい。どうぞ。

(辻内委員)

先ほど、相談の実人員の質問というのがあったのですが、私がやっぱりこの間、ずっと統計を拝見していて、延べ人数で出さざるを得ないところも分かるのですが、例えば資料3の凶悪犯が都内で684人いた中で、実際にどんな支援を皆さんが受けられているのか。

都民センターもやっているし、警視庁もやっているし、SARCもやっているし、いろいろなところが支援の手を広げてきているのだけれども、本当にどのくらいの人たちが支援を受けられているのか、どうも統計的なものを見てもあまりはっきりしてこなくて。その辺りは統計の限界で難しいのか、ぜひ、何らかの方法で明らかになってくると、被害者支援の実態が初めて見えてくるかなというふうに思っているのですが。

ちょっと意見になりました。すみません。

(椎橋座長)

はい。その内訳はどのくらい分かるのでしょうかね。事務局として。

(事務局)

たとえば殺人が 91 件ですが、そのうちどのくらい支援につながっているかということになると思うのですけれども、こちらは、警察又は警視庁の方からどれだけ支援につながっているかということになるのでしょうか。

(椎橋座長)

罪名の内訳は分かるでしょうね。相談を受けて、どの機関によって被害者がいかなる支援を受けたのか、その支援の効果はどうだったのかということについて、そこまでは今のやり方では把握はできていない、あるいは分かり難いということですかね。

(宮川委員)

はい。宮川です。

(椎橋座長)

はい。宮川委員どうぞ。

(宮川委員)

今の点でよろしいでしょうか。今、辻内さんがおっしゃったこと、その点、まさに重要でして、今まではですね、弁護士会も、我々も含めてなんですけれども、犯罪被害者のためにやるんだといって、各機関が皆バラバラで活動してきた時代だと思うのです。ようやく東京都の条例ができて、これから具体的によりきめ細やかな連携をしていくとか、もう少しバラバラではなくてですね。充実した支援をするために、やはり統計だけではなくて、これを分析することが重要になってくると思います。

そして、特に重要なのはやはり警視庁さんの役割でして、せっかくこういったところにも荒井さん、警視庁にも来ていただいているのですから、いったいどれくらいの被害者で、どれくらい支援につながって、どの部分がダメだったのかというのは、ぜひ分析していただきたいです。

先ほど、ひとつ前のどなたかのご質問で、性被害についての、提携病院 1 か所で足りるのかということも、もう 10 年も前からすでに言われていることなんです。なのに、未だに 1 つの提携病院しかないのですよ。断定的な言い方をして申し訳ないですけれども。それで足りているのか。警視庁経由で、警視庁はいろいろな病院と連携していますからメニューを持っているかもしれないけれども、例えば我々弁護士のところに来たとき、あるいは他の団体のところへ行ったときに、じゃあそれで足りるのかとか。飛鳥井先生がおっしゃったように、被害届まではという段階で、けれどもその時点でやはり証拠を確保しなければならないといったときにどうしたらいいか。これは病院拠点型のワンストップをどうするか、という問題にも関わってきますけれども、ぜひ踏み込んだ分析をして、東京都として具体的に今後、どうするのか。

今までバラバラでやっていて、連携は大事って皆、口を揃えて言うのですけれども、自分たちの反省を込めてですね。ぜひ、もう少し踏み込んだ連携を出していただければありがたいですし、それぞれの機関で分析していることがあれば教えていただければと思います。

意見でした。申し訳ありません。

(椎橋座長)

貴重なご意見をありがとうございます。今、直ちに関係機関の連携が取れた効果的な支援をどのようにするかを具体的に述べることは難しいと思うのですが、ただ今いただいたご意見に触発されて、いろいろと考えてみたいと思います。

委員の方々からも、どのようなことを具体的にすればいいのかというご意見があれば、更にご教示いただければというふうに思います。

その他には、いかがでしょうか。一通り、この件についてはご意見等を伺ったと思いますので、次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは議題の3に移りたいと思います。第4期犯罪被害者等支援計画についてご議論いただきたいと思います。まず、議論の前提として、資料5、資料6、資料7につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料5、6、7により説明

(椎橋座長)

事務局より説明がありました。事務局からの説明に対するご意見、委員の皆様が日頃からお考えいただいている課題などをもとに、忌憚のないご意見ををお願いします。

ご意見をいただくに当たりましては、第4期支援計画に盛り込むべき内容や意識すべき課題認識、取り組むべき方向性について、特に、この第1回では、希望的に申し上げれば、第4期支援計画の骨格を固められればと考えておりますので、その点も踏まえていただければと思います。

それでは、いかがでしょうか。

(宮川委員)

はい。

(椎橋座長)

宮川委員、どうぞ。

(宮川委員)

大きく4点申し上げます。

まず、第1点目、資料7の整理の仕方について、いろいろとこれだけたくさんやっていますというのも大事ですが、時間軸に沿っての整理も必要なのではないかと考えます。後で参考資料を拝見したら、そこにきめ細かく書いてあったので、こういう分析もされているんだな、と思いました。ただ、政策的にこれやりますってメニューが多い方がいいのかもしれませんが、被害者支援というのは被害直後と中期と裁判が始まったときと、その間でもずっと生活していかなければならない。なんというか、それぞれの段階で支援の仕方が違います。で、各関連機関によってもやるのが全然違ってきます。そして、総合でやらないとやっぱり被害者支援にはならない。なので、自分たちがどういう支援をしていけばいいか、この段階でこれをやればいいという、明確な整理がされてい

るような支援策があるといいなと思いました。

特に区市町村に何をやってもらうかという点、これは生活支援がメインになるので、ものすごく初期の段階から、中長期、ずっと支援する立場になると思うんですね。ですから特に区市町村で実際に被害者に接する方々は、例えばそこでカウンセリングをやってくれって言っているわけではなくて、あるべきメニューの提供でいいと思うんですけれども、生活支援で別の、例えば子育て支援で使っているメニューを被害者にも流用してもらおうとか、といった、どの段階でどういったことをやればいいのか明確になる整理の仕方があればいいのかなと思います。

2点目、第一東京弁護士会では2019年にオランダとフランスに視察に行きまして。そこでとても目から鱗だったのはオランダの制度でして、オランダの人口1,700万人くらいなんですけれども、国として被害者支援に取り組んでいます。ホームページをご覧くださいとびっくりするんですけども、実際に被害に遭った人が、ここに頼んでこんなことがよかったです、と10人くらいの人が体験談みたいな形で、しかもすごくシンプルでショートなビデオでわかりやすくなっています。それヴィクティムサポートオランダで検索すると出てくるんですけども、オランダ被害者支援団体のことです。もしそれを真似して、我々も時系列で整理してまとめてやると、実際に被害に遭った場合、こういうふうに支援してもらえるんだということがわかりやすいですし、我々の支援の仕方も改めて整理できるのかなと思います。

3点目、これはご提案ですけれども、特に私は性犯罪の被害者から受ける相談がほとんど、100%に近いです。ほとんどが20代の女性です。そういった経験からしても、早い段階というか、子供の段階から性教育というか、被害に遭ったらどういうところに相談したらいいか、被害に遭っても恥ずかしくないといった教育的な部分も必要かなと思っています。最近、日弁連（日本弁護士連合会）でスウェーデン法の講義があったんですけども、スウェーデンでは最近刑法が改正されて、同意のないセックスはすべてレイプだと、同意があったことを加害者が立証しなきゃいけないようになったそうです。それでスウェーデンには被害者庁というのがあって、そのホームページは子供向けの、13歳から20歳向けのサイトがあります。ここではですね、さっき見たらびっくりしたんですけど、コンドームのはめ方の動画がありました。あの、これは東京都にやってと言っているのではないですけど、その性教育というのはなかなか大変かもしれませんが、ここまでやるという意味ではなくて、すこしこういった海外の制度も真似して、SNSの発信という話っていうのも先ほど事務局の話に出ていましたけども、ホームページ上で、被害に遭っても恥ずかしくないことだと、そして被害に遭ったらここに相談しなさいということを知りやすく、若者に対してメッセージを発信する、これは東京都じゃなきゃできないです。そう思っています。もちろん民間団体でもやっていますけれども。あの、ちょっと前に確認したところだと、このスウェーデンのホームページに警察への申告書の表もあったような気がするんですけども、それはあとで確認します。

4点目、弁護士会としては最初の自己紹介のときに申し上げましたが、法律相談費用を出していただいて非常に感謝しています。それで、できればですね具体的な陳情で申し訳ないですけども、弁護士費用を資力にかかわらず出していただける制度があるとありがたいと思います。裁判になった場合は裁判に今参加できますけれども、刑事事件と民事事件は違った手続きになっていますし、両方どうしても対応が必要になってきます。ぜひこういった支援もやっていただきたいと考えております。以上です。

(椎橋座長)

ありがとうございました。ただ今のご発言について、他の委員の方、ご意見ございますでしょうか。

(飛鳥井委員)

じゃあ私から。

(椎橋座長)

飛鳥井委員、お願いします。

(飛鳥井委員)

今の事務局からのご報告を受けまして3点ほどございます。支援条例でもでてきたような議論を6本の柱にうまくまとめていただきまして、それ全体としてはとてもよくまとめていただいたと思っております。

その中で3点ほど、まず、1点目としては多数死傷者発生事案の例ですね。川崎等の事案が東京都で起こったときに早い段階から、あるいは先ほど宮川委員からも意見がありました中長期の支援も含めて、どうやって各機関が連携していくかというような体制をぜひまた考えていただければと思います。すでに議論も始まっているかと思いますが、ぜひ良いモデルが東京でできればと思っております。

それから4番目の心身に受けた影響のところでは学校のことを踏み込んで盛り込んだということがなかなか目を引くところかと。これは国の方やあるいは各自治体でも学校・教育機関を巻き込むということは難しい問題がございます、やはり教育機関の壁ということがありまして、もうちょっとスムーズに連携できたらいいんじゃないかと思うことがあります。児童が性被害を受けているということなども増えておりますけれども、なんとかうまく学校と連携できるのを東京都の支援計画の中でぜひ具体化できればいいなと考えております。

それから、今後支援計画ができた後も進行管理をしていくといったお話がございました。国の方の計画でも進捗状況を管理しておりますが、それぞれですね、それをどういうふうにあセスメントしていくか評価していくか、例えば相談件数何件ありましたよとか、あるいは実人数でどれだけありましたよとか、定量的な評価になじむものと、数では表せないものがあるんですね。例えば基礎自治体で各窓口が不便にならないようにコーディネーターを置いて便利になりましたというのは、数で何件というよりもこういう取組ができるようになりましたということがとても大きなことなので、定性的な評価ということになりますけれども、この項目については定量的な評価、この項目については定性的な評価でいいでしょうというようなあらかじめ一定の評価法を検討していただくと今後計画ができた後の進行管理が見える化というかやりやすくなると、今後事務局で検討いただければと思います。以上です。

(椎橋座長)

ありがとうございます。それぞれ今お二人の委員から貴重なご意見をいただきました。他にいかがでしょうか。

(辻内委員)

はい、よろしいでしょうか。

(椎橋座長)

はい、辻内委員どうぞ。

(辻内委員)

今の宮川先生、飛鳥井先生の提案ももつともだとうなずかせていただきました。私も6本の柱の整理はこれでいいかと感じています。今区の相談員をやっているということで、1番上の総合支援体制の整備というところで一つ意見を言わせていただきたいと思います。今回東京都の条例の有識者懇談会の中では新たな支援策はできないかなと私は思っていたのですが、とても素晴らしい支援策を作っていて本当にありがたく思っています。今の東京都の現状をみれば専門の相談窓口をもっているのはたった4、5か所のみで、プラス具体的な支援策をたくさんもっているのは中野区しかないという中で、都民の皆さんにあまねく支援策を行うには都がやっていただくのがいちばん素晴らしいと思います。

ただ、時を同じくして中野区も支援策を作ったので、都と区市町村の調整の問題が起こってきます。区市町村窓口がこれから発展して行って、さっき宮川先生もおっしゃった、中長期的な生活支援までと考えたときに区市町村がその役割をどう持っていったらいいのか、相談窓口をもっている自治体でも難しいと感じながら進めているのが現状です。その中で支援策と相談体制とどういう形にもっていくのか、東京都が全国のモデルになるんだろうと考えています。条例の有識者懇談会で、私は東京都に区市町村との調整をするコーディネーターを置いてほしいとお願いをしたんですけども、そのあたりも含めて、私は都と区市町村の調整はこれからの課題だと、いい意味での課題です。何もなかったところに支援策ができてきてどう調整していくかを、今後計画の中にどういうふうに含まるか考えていきたいところです。

あと、飛鳥井先生から意見のあった学校との連携で、中野区のような基礎自治体であっても教育委員会との連携は非常に難しく、スクールカウンセラーとの連携や啓発にしても警視庁ががんばって学校に向けての講演会もやってくれていますが、なかなか進まない現状がありますので、都の中でそこを課題としてやっていただければとてもありがたいと思います。

(椎橋座長)

はい、ありがとうございました。

(大塚委員)

大塚です。よろしいでしょうか。

(椎橋座長)

はい、大塚委員、お願いします。

(大塚委員)

他の委員の方々と同じようなところしか挙げられないんですけども、1つはコロナ禍で自粛している間に明らかに10代の妊娠相談が増えたという報道が最近ありましたけれども、本当に宮川先生がおっしゃった、性教育のところ、いま大学で教員をしていろいろな授業を活用しながら一生懸命やっているつもりなんですけれども、やっぱりもうちょっと手前ですっかりあると良いと考えます。教育委員会含めて東京都含めて協議いただき、手前からきちんとやっていくということをしないと、やっぱり我々の対策は事後対策になってしまうので、予防のところからしっかりやっていくという体制がとれるといいと考えます。

あわせて、実は中野が会場でしたけども、スクールカウンセラーの研修の中で犯罪被害者の話を、被害に遭った時に子供の立場だった方をお招きしてご講演いただいたのですが、スクールカウンセラーの団体の研修でさえなかなか集まり方が弱いというか、他府県で教育委員会を通してお声がけしたときも非常に厳しくてですね、厚い壁を感じた経緯があります。ぜひとも教育現場の皆さんとの連携について東京都がモデルになって進めていく、一緒にやるということをやっていたらいいなと思っています。

それから、私自身は精神保健福祉士として生活支援の現場のところで長く精神障害の方を中心ににかかわってきましたが、この間、警察庁の補助金事業でいろいろな都道府県の区市町村の方々の研修であるというか、連携体制をつくるという事業のところに関わってきて非常に実感を強く思ったことがあります。圧倒的に区市町村の担当者さんが事案を担当する前に異動して行ってしまって、本当に半数以上の方たちが力をつけることなく、事案がなければ一番ですが、潜在化していて顕在化していないだけで向き合えていない方が多い中で、そのまま異動になって自分たちが被害者支援担当なのかという感覚で終わってしまう方が多くいらっしゃいます。その中で、市民に一番近い身近な相談窓口としてしっかり力をつけていただくということを東京都でもやっていけるといいなと思っております。

そのときに考えていることが3点あるんですが、ひとつは先ほど辻内さんから出たように、コーディネーター機能を都に置いていただいて、区市町村と連携体制やバックアップ体制の推進ができるといいなと思っています。あわせて、やはり広い東京の中で専門的な機能をもっている基礎自治体が5か所というのはあまりにも少ないと思っています。実は東京都の事業の中で生活保護受給者の退院支援事業というのがありました。ここに東京都が非常勤で初年度は3人だったかなと思いますが、その後5人くらいまで増やして、非常勤の支援員というのを東京都で雇って広域支援制度というのをやったんですね。東京都の非常勤の支援員が1人で数自治体の福祉事務所をバックアップという形をとったのですが、こういう広域支援員と区市町村の担当窓口が一緒になって何かを進めていく、そして区市町村が力をつけていったら離れていくという、そういう伴走体制が持てないだろうか、と考えます。まあ財政問題とも絡むと思いますが。

そして3点目ですが、やはり生活支援というのは、宮川先生もおっしゃっていただいたと思うのですが、直後よりも中長期から長期にわたって必要になるとか、医療的支援や司法的支援がなかった人でもあとから出てくる生活問題というのがあるので、本当に多岐にわたっていると思います。そうすると、いろんな行政の窓口の方が、日頃は犯罪被害者支援という視点を持たない部署の方でも、そういうトラウマインフォームドケアの視点をお持ちになってうまくつながっていくためには、市内の研修、区市町村内の職員の基礎的な研修をぜひともできないのかなと考えます。計画の中で

は行政内ワンストップができればいいなと思っていたりします。以上です。

(椎橋座長)

はい、ありがとうございました。それでは最後になりますが、浅野委員、何かご意見ございますか。

(浅野委員)

はい、ありがとうございます。先生方のご意見をなぞる部分も多いんですけども、ワンストップ支援センターの件は先ほどの議題のところでも話題にしていたところだと思いますが、ワンストップという意味がどういったところにあるかというところで、一番は産婦人科との連携を強化することが重要であり、次に性暴力被害者の方はPTSDの方がとても多いということで精神科医療機関との連携が重要であり、医療機関の多い東京都だからこそできる連携かと思います。ただ、どういった形でつくっていくのが問題かなと。

懇談会でもご意見として書かれているが、精神的治療が可能という医療機関に連絡して、そこが被害者の支援としての精神治療ができるかというところばかりではありませんので、被害者支援としての医療機関のリストがあるとか、被害者の方も支援者の方も医療機関につながりやすい形ができればいいかと思っております。

あと、学校ですが、学校の中で性被害とか加害が起こったときは非常に難しい問題になってくると思うのですが、教員の先生方はとてもお忙しいので困ってらっしゃると思います。なのでまずは、教員の方々がどういった支援を望んでいるとかどういったことに実際に困っているのかというところをちゃんと精査した上で関係機関がどう連携していくかという、何か東京都でモデルができると非常に素晴らしいと思いました。

あと、懇談会の意見としてあるところですが、「子供の性被害や児童の被害の問題は相談自体が難しい」というところで、安心して相談しやすい環境づくりが大切とあるんですが、やはり相談先の電話番号があるだけでは相談はできなくて、自分が相談したらどうなるのかということ、そこが分かった上でやっと相談することができると思うので、学校とかで犯罪とか被害にかかわらず、自分が困ったときにどういうふうに助けをもとめるとか、周りに自分の状況を伝えるとか、そういったところも何か教育的に詳しく示せると現場でも使ってもらいやすいのかなと思います。

あとは私も大学の方で、学生向けに被害者支援を教えたりしていて、被害者の方の声を実際に読んだり政府の方で作った動画を見たりして感想を求めたりするんですけども、やはりよく知ることです。そういう言葉が二次的被害になるんだと自分のこととして捉えるようになるところが窺えますので、資料7に理解を深める啓発と書いてあるんですけども、動画を利用したりとか、SNSを利用したりとか、今の若い人たちにわかりやすいような形で理解促進を進められると良いと思っています。

(椎橋座長)

ありがとうございました。ただ今、委員の皆様から、支援のあり方についての具体的なご提案を含む様々なご意見を伺うことができました。いくつかについては共通する問題意識、課題のご指摘があったと思いますけれども、それぞれとても有益な意見だったと思いますので、これを事務局で

とりまとめて計画の素案につなげていきたいと思っております。大変活発なご意見をいただきました。ありがとうございました。

次回以降も、委員の皆様のお知恵やお力添えをいただきますよう、よろしく願いいたします。

今日は第1回ということで、短い時間内に有意義なご意見がいただけたと思いますので、次にできれば素案というか骨格を作ってお示ししたいと申しましたけれども、それができるほどのご意見をいただけたと思います。しかし、後になって今日はまだ言い足りなかったなというご意見、ご提案も出てくるかと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

(事務局)

事務局より、2点、事務連絡がございます。

1点目は議事録についてであります。議事録につきましては、準備が出来次第、委員の皆様にお送りします。発言内容についてご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

また、2点目は次回の開催についてであります。次回の第2回は、10月頃を予定しております。日時は開催方法も含めて調整の上、改めてご連絡させていただきます。

(椎橋座長)

ありがとうございました。次回は委員の皆様方と近くでお話できればなど、私は強く期待しております。けれども、今の事態がこういう状況ですので、こういうオンライン会議という形でやらざるを得ないということもございます。本日はそういう中でご協力いただきましてありがとうございました。

以上を持ちまして本日の会議は終了したいと思います。ありがとうございました。

以上